

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	磐田市 住民基本台帳事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

静岡県磐田市長

公表日

令和8年6月19日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の内容	磐田市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、磐田市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を国・都道府県と共同して構築している。 磐田市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票を消除した又は住民票を改製した際に消除した住民票又は改製前の住民票(以下「除票」という。)を除票簿として保存 ⑦除票に記載されている者の請求による除票の写し等の交付 ⑧住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑨地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑩住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑪個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付 ⑫個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑪の「個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	住民記録システム(以下、「既存住基システム」と記す。(既存住民基本台帳システムも同等の意))
②システムの機能	①日本人住民データについて以下の管理を行う。 ・住民票記載事項に当たる項目 ・住民票の除票固有の記載事項に当たる項目 ・住民票のその他の項目 ・住民票の除票固有のその他の項目 ②外国人住民(住民基本台帳法第30条の4に規定する外国人住民)データについて以下の管理を行う。 ・住民票記載事項に当たる項目 ・住民票の除票固有の記載事項に当たる項目 ・住民票のその他の項目 ・住民票の除票固有のその他の項目 ③住民票を個人を単位として調製する。 ④世帯全員分の住民票の写し等の交付の際には、世帯連記式(データベース上は個人単位で管理し、帳票としての出力時に世帯単位でデータを作成する方式)によっても出力する。 ⑤住民票(原票)を、任意のタイミングで手動改製する。 ⑥住民票(原票)を削除又は改製したときは除票として以下の管理を行う。 ・住民票の除票固有の記載事項 ・住民票の除票のその他の項目 ⑦請求に基づき、旧氏の記載、変更及び削除を行う。 ⑧申出に基づき、通称の記載及び削除を行う。 ⑨宛名番号及び世帯番号の自動付番を行う。 ⑩個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ情報を管理する。 ⑪支援措置対象者について以下の管理を行う。 ・申出者に関する項目 ・加害者に関する項目 ・併せて支援を求める者に関する項目 ・転送情報 ・支援措置の期間 ⑫日本人住民及び外国人住民に関する異動を行う。 ・国内転入、国外転入等、出生、職権記載(帰化等)(日本人住民のみ)、職権記載(国籍喪失)(外国人住民のみ)、職権記載、改製、再製、異動の取消し(増)による記載 ・国内転出、国外転出、死亡、職権削除(帰化等)(外国人住民のみ)、職権削除(国籍喪失)(日本人住民のみ)、職権削除、改製、異動の取消し(減)による削除 ・転居、軽微な修正、職権修正、誤記修正、個人番号の変更請求、個人番号の職権修正、個人番号の職権記載、住民票コードの変更請求、住民票コードの職権記載、世帯分離、世帯合併、世帯変更、世帯主変更、旧氏の記載、旧氏の変更、旧氏の削除、通称の記載、通称の削除、異動の取消し(修正)による修正 ⑬日本人住民及び外国人住民に関する異動履歴の管理を行う。 ⑭日本人住民及び外国人住民に関する証明書の交付履歴の管理を行う。 ⑮日本人住民及び外国人住民に関するデータについて検索・照会を行う。 ⑯支援措置対象者について異動・発行・照会の抑止を行う。 ⑰住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステム、宛名システム、戸籍附票システム等との情報連携を行う。 ⑱マイナポータル等により申請された転入予約情報を取得する。 ⑲マイナポータル等により申請された転居予約情報を取得する。 ⑳住民票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、住民票の除票の写し、転出証明書、戸籍附票確認通知等の証明書発行を行う。 ㉑出入国在留管理庁との市町村通知及び出入国在留管理庁通知の連携を行う。 ㉒住民基本台帳関係年報、中長期在留者居住地届出等事務に関する定期報告等に関する統計を行う。 ㉓その他、「住民記録システム標準仕様書」に記載された「実装必須機能」を最低限、備える。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム ☐ コンビニ交付システム、戸籍システム、国民健康保険システム、介護保険システム、国民年金システム、児童手当システム、児童扶養手当システム、子ども子育て支援システム、就学援助システム、健康管理システム、生活保護システム

システム2～5		
システム2		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	①本人確認情報の更新 ・住民記録システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 ②本人確認 ・特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 ③個人番号カードを利用した転入(特例転入) ・個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。) ④本人確認情報検索 ・統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑤機橋への情報照会 ・全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ⑥本人確認情報整合 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機橋が全国サーバにおいて保有している機橋保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 ⑦送付先情報通知 ・個人番号の通知に係る事務の委任先である機橋において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住民記録システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機橋が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 ⑧個人番号カード管理システムとの情報連携 ・機橋が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 () [] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム	
システム3		
①システムの名称	団体内統合宛名システム	
②システムの機能	①団体内統合宛名番号の付番・管理を行う。 ・住民記録システムから、住民又は住在外者に係る個人番号、宛名番号(住民宛名番号又は住在外者宛名番号)及び基本5情報と付番要求を受信し、団体内統合宛名番号を付番する。 ・住民又は住在外者に係る、個人番号、宛名番号(住民宛名番号又は住在外者宛名番号)及び基本5情報と団体内統合宛名番号を管理する。 ②中間サーバー連携を行う。 ・住民記録システムから宛名番号及び副本情報等を受信し、宛名番号に対応する団体内統合宛名番号に変換し、団体内統合宛名番号及び副本情報等を中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーから提供要求があったら、団体内統合宛名番号に該当する個人番号、基本5情報を中間サーバーに提供する。 ③その他、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」2.4. 団体内統合宛名機能に記載された「実装必須機能」を最低限、備える。	
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 (国民健康保険システム、介護保険システム、国民年金システム、児童手当システム、児童扶養手当システム、子ども子育て支援システム、就学援助システム、健康) 管理システム、生活保護システム [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム	

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、既存システム及び住民記録システムとの接続は団体内統合宛名システムが中継する。 ⑤情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能 ・セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	①データセンターに以下のデータを複製を格納する。 また、日々のデータ連携を行う。 ・住民票 ・印鑑登録証明書 ・税証明書 ※戸籍は原本からの発行 ②戸籍証明書は発行リクエストがあった証明書を1件ずつ発行する。 ※データセンター(富士フイルムクラウド)
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (証明書交付センター 戸籍システム)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民記録関係ファイル、(2)本人確認情報ファイル、(3)送付先情報ファイル、(4)団体内統合宛名関係ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) ②住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の4(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13、第30条の14(住基ネットの条例利用)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民記録関係ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に登録されている者のうち、個人番号を有する者
その必要性	住民に関する市区町村事務の処理の基礎として利用する ・住基法第7条において、住民基本台帳の記載項目と規定されるため ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の事務において、符号の取得に利用するため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (支援措置対象者情報)
その妥当性	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報については、住基法第7条各号で定められた項目であり、住民票への記載が必要な情報である。 ・業務関係情報については、住民異動に伴う他の行政手続きの案内を行うために必要な情報である。 ・支援措置対象者情報は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を保護するために必要な情報である。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	番号法附則第2条による準備行為の開始日(平成27年7月)
⑥事務担当部署	市民課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 () [☐] 行政機関・独立行政法人等 () [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [☐] 民間事業者 () [☐] その他 ()

②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☒ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (申請管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム)
③使用目的 ※		住基法に基づき住民基本台帳へ記載し、住民に関する記録を正確かつ統一的行うとともに、各種行政サービスを正確に継続して提供するために使用する。
④使用の主体	使用部署	市民課、福田支所市民生活課、竜洋支所市民生活課、豊田支所市民生活課、豊岡支所市民生活課
	使用者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・届出や職権等に基づき、住民票の記載及び記載事項の修正を行う。 ・本人等の請求に基づき、住民票の写し等の交付を行う。 ・住所地市町村以外の市町村長への住民票の写し請求に基づき、住民票の写しに関する情報を請求先の市町村長に通知する。 ・住民票の記載及び記載事項の修正を行った場合、本人確認情報を都道府県知事へ通知する。 ・特例による転出の申請に基づき、転入地市町村へ転出証明書情報を送信する。 ・住民に関する事務処理において使用する宛名情報を提供する。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、情報提供ネットワークシステムへ住民票関係情報を提供する。
		情報の突合 ・窓口業務において本人確認書類に個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う。 ・転入において再転入者かどうかを判断するため、個人番号で単件検索を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件)
委託事項1		住民記録システムの保守・運用
①委託内容		住民記録システムアプリケーションに関する保守・運用作業、同システム稼働環境に関する保守・運用作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等の運用支援作業、職員からの問い合わせに対する調査等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		NECソリューションイノベータ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		住民票の写し等の交付に関する事務
①委託内容		住民票の写し等の証明書発行事務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		グローバルデザイン株式会社

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		マイナンバーカードの交付に関する事務	
①委託内容		マイナンバーカードの交付に関する事務	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		グローバルデザイン株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4			
①委託内容		住民記録システム等の業務運用	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		NEC静岡ビジネス株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[☒] 提供を行っている (55) 件 [☐] 移転を行っている (11) 件 [] 行っていない	
提供先1		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄「情報照会者」に記載されている実施機関(情報照会者)のうち、同表第四欄「特定個人情報」に「住民票関係情報」の記載がある情報照会者	
①法令上の根拠		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表 ・詳細は「(別添資料)提供先一覧」を参照。	
②提供先における用途		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第二欄「事務」に記載されている事務に使用 ・詳細は「(別添資料)提供先一覧」を参照	
③提供する情報		・住民票関係情報(世帯主との続柄、世帯番号、情報提供用個人識別符号)	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第二欄「事務」に記載されている事務に該当する者 ・詳細は「(別添資料)提供先一覧」を参照	

⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	・情報照会者から番号法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供の求めがある都度、随時。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	市民税課(個人住民税、軽自動車税)
①法令上の根拠	磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年磐田市条例第39号)
②移転先における用途	個人住民税を課税するための納税義務者を特定するためと、申告された被扶養者の要件確認に利用する。その他、軽自動車税の課税対象者の最新住所地等を把握するために利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、氏名振替仮名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☒ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在の当該住民基本台帳に記載されている者及び軽自動車の所有者や納税義務者に該当する者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	個人住民税については、原則、毎年1月に1回。軽自動車税については、住民の異動が発生した都度。
移転先2～5	
移転先2	資産税課(固定資産税)
①法令上の根拠	磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年磐田市条例第39号)
②移転先における用途	納税義務者に課税のための各種通知書等を送付するために住民情報から最新住所地等を把握するため利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、氏名振替仮名、住所、生年月日、性別等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ☒ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産の所有者および納税義務者に該当する者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した都度
移転先3	国保年金課(国民健康保険、国民年金)
①法令上の根拠	磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年磐田市条例第39号)
②移転先における用途	国民健康保険の資格要件の確認及び各種通知のため最新住所地の確認等に利用する。また、国民年金においては申請受付事務における住民情報の確認のために利用する。

③ 移転する情報	個人番号、氏名、氏名振替仮名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④ 移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金の被保険者で住民基本台帳に記載されている者
⑥ 移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦ 時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時および資格届申請時
移転先4	国保年金課(後期高齢者医療)
① 法令上の根拠	磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年磐田市条例第39号)
② 移転先における用途	後期高齢者医療広域連合への情報連携に対する住民異動情報の作成のために利用する。
③ 移転する情報	個人番号、氏名、氏名振替仮名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④ 移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療の被保険者で住民基本台帳に記載されている者
⑥ 移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦ 時期・頻度	住民の異動が発生した都度
移転先5	高齢者支援課(介護保険)
① 法令上の根拠	磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年磐田市条例第39号)
② 移転先における用途	介護保険の資格・給付要件の確認及び各種通知のため最新住所地の確認等に利用する。
③ 移転する情報	個人番号、氏名、氏名振替仮名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④ 移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者で住民基本台帳に記載されている者
⑥ 移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦ 時期・頻度	住民の異動が発生した都度

移転先6～10	
移転先6	福祉相談課(手帳交付)
①法令上の根拠	磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年磐田市条例第39号)
②移転先における用途	手帳交付の資格要件の確認及び各種通知等における住民情報の確認に利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、氏名振替仮名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	手帳交付の要件に該当するもので住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	☒ 市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	手帳交付に関する申請時及び当該住民の異動が発生した都度
移転先7	こども未来課(児童手当、児童扶養手当)
①法令上の根拠	磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年磐田市条例第39号)
②移転先における用途	児童手当、児童扶養手当の支給要件の確認及び各種通知等における住民情報の確認に利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、氏名振替仮名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当、児童扶養手当の要件に該当するもので住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	☒ 市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	児童手当、児童扶養手当の支給等に関する申請時及び当該住民の異動が発生した都度
移転先8	福祉相談課(特別児童扶養手当、障害児童福祉手当)
①法令上の根拠	磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年磐田市条例第39号)
②移転先における用途	特別児童扶養手当、障害児童福祉手当の支給要件の確認及び各種通知等における住民情報の確認に利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、氏名振替仮名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特別児童扶養手当、障害児童福祉手当の要件に該当するもので住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	☒ 市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)

⑦時期・頻度	特別児童扶養手当、障害児童福祉手当の支給等に関する申請時及び当該住民の異動が発生した都度
移転先9	福祉相談課(生活保護)
①法令上の根拠	磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年磐田市条例第39号)
②移転先における用途	生活保護の支給要件の確認及び各種通知等における住民情報の確認に利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、氏名振替仮名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護の要件に該当するもので住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	生活保護の資格判定等に関する申請時及び当該住民の異動が発生した都度
移転先10	福祉相談課(自立支援医療)
①法令上の根拠	磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年磐田市条例第39号)
②移転先における用途	自立支援医療の支援要件の確認及び各種通知等における住民情報の確認に利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、氏名振替仮名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	自立支援医療の要件に該当するもので住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	自立支援医療の要件に関する申請時及び当該住民の異動が発生した都度
移転先11～15	
移転先11	こども未来課、幼児教育保育課 (子ども子育て)
①法令上の根拠	磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年磐田市条例第39号)
②移転先における用途	子ども子育て支援の資格要件の確認及び各種通知等における住民情報の確認に利用する。
③移転する情報	個人番号、氏名、氏名振替仮名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子ども子育て支援の要件に該当するもので住民基本台帳に記載されている者

⑥ 移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦ 時期・頻度	子ども子育て支援の要件に関する申請時及び当該住民の異動が発生した都度
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜本市における措置＞ ・本市では住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口で指紋認証によるチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証、認可、監査を行っている。 ・不正アクセスに関しては、ファイアウォール等による侵入阻止及び侵入検知対策を講じている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・住民記録システムは、ガバメントクラウドのクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施するため、「⑤再委託の許諾方法」に記載のとおり「適切な委託先の選定」を行う。 ・住民記録関係ファイルは、住民記録システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・保管期間経過後は、住民記録システムから適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していることを確認する。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認する。 ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(authentication)、認可(authorization)、監査(audit)を行っている。 ・不正アクセスに関しては、ファイアウォール等による侵入阻止及び侵入検知対策を講じている。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
① ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
② 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③ 対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す) ※住民基本台帳に登録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供するため。
④ 記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 ・住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、5情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤ 保有開始日	番号法附則第1条による準備行為の開始日(平成27年7月)
⑥ 事務担当部署	市民課
3. 特定個人情報の入手・使用	
① 入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住基システム)
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
④使用の主体	使用部署	市民課、福田支所市民生活課、竜洋支所市民生活課、豊岡支所市民生活課
	使用者数	50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された個人番号をキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・住民票コード、個人番号又は5情報(氏名、氏名振りが名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
	情報の突合	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年6月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		市町村CSの保守
①委託内容		市町村CSに関する保守作業、同システム稼働環境に関する保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		NECソリューションイノベータ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (2) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機械に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・サーバー室の入口で指紋認証によるチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別と生体認証によるアクセス制御を実施しており、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証、認可、監査を行っている。 ・不正アクセスに関しては、ファイアウォール等による侵入阻止及び侵入検知対策を講じている。
7. 備考	
委託については、住民基本台帳ネットワークシステムにおける機器等のシステム保守を外部委託しているが、特定個人情報にアクセスする権限等とは与えていないため、システムに対するログイン・データ参照は行えないこととしている。	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者に対しては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住基システム)
③使用目的 ※		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき 個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通 知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	市民課
	使用者数	☐ 10人以上50人未満 ☒ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷 及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が 処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個 人番号カード管理システム(機構))。
情報の突合		入手した送付先情報に含まれる5情報等の変更の有無を確認する(最新の5情報等であることを確認する)た め、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月5日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☒ 委託しない (1) 件
委託事項1		市町村CSの保守
①委託内容		市町村CSに関する保守作業、同システム稼働環境に関する保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等
②委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ☒ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		NECソリューションイノベータ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☒ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	

移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・サーバー室の入口で指紋認証によるチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別と生体認証によるアクセス制御を実施しており、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証、認可、監査を行っている。 ・不正アクセスに関しては、ファイアウォール等による侵入阻止及び侵入検知対策を講じている。
7. 備考	
委託については、住民基本台帳ネットワークシステムにおける機器等のシステム保守を外部委託しているが、特定個人情報にアクセスする権限等は与えていないため、システムに対するログイン・データ参照は行えないこととしている。	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 団体内統合宛名関係ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住民及び庁内で管理する住登外者(住民記録システム以外のシステムにおいて住民とは別に管理しておく必要がある者)のうち、個人番号を有する者 ・ただし、住民基本台帳事務で対象とするのは、住民記録関係ファイルの「③対象となる本人の範囲」に限る。
その必要性	・「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー」が、団体内統合宛名番号をキーとして情報連携用個人識別符号や住民票関係情報を含む特定個人情報の管理を行っている。そのため、情報提供ネットワークシステムへ特定個人情報の提供の求めや特定個人情報の提供を行う場合には、個人番号に対応した団体内統合宛名番号を用いることになるため、個人番号に紐づけて団体内統合宛名関係情報を管理をする必要がある。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ S情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、個人番号対応符号(団体内統合宛名番号)、その他識別番号(内部番号)(住民及び住登外者宛名番号)については、団体内統合宛名番号の正確な紐づけと、各番号に関する相互変換のために必要な情報である。 ・また、S情報(氏名、氏名振り仮名、性別、生年月日、住所)については、自治体中間サーバー接続端末にこれらの情報を表示するため、自治体中間サーバーからの団体内統合宛名情報取得電文に応答する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	番号法附則第2条による準備行為の開始日(平成27年7月)
⑥事務担当部署	市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (庁内データ連携機能(パッケージ内におけるデータ連携を含む)で各業務システムから連携した住民及び住在外者の特定個人情報をもとに団体内統合宛名番号と紐づけを行う。)
③使用目的 ※		・情報提供ネットワークシステムへ特定個人情報の提供の求めや特定個人情報の提供を行う場合に、個人番号に対応した団体内統合宛名番号を用いるため、個人番号に紐づけて(団体内統合宛名番号を含む)団体内統合宛名関係情報の管理を行う。
④使用の主体	使用部署	市民課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・自治体中間サーバーに住民票関係情報の副本を登録する際に、住民記録システムから受信した住民宛名番号を団体内統合宛名番号に変換して自治体中間サーバーに送信する。 ・自治体中間サーバーから団体内統合宛名情報取得電文を受信したら、当該団体内統合宛名番号に該当する基本情報を同サーバーに送信する。
情報の突合		・団体内統合宛名関係情報を更新する際に、住民記録システム等から受信した団体内統合宛名関係に関する更新データと団体内統合宛名関係情報を、個人番号をもとに突合し、と団体内統合宛名関係情報の追加又は修正の更新判断を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		団体内統合宛名システムの保守・運用
①委託内容		団体内統合宛名システムアプリケーションに関する保守・運用作業、同システム稼働環境に関する保守・運用作業、ジョブスケジューリング等の運用支援作業、職員からの問い合わせに対する調査等
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		NECソリューションイノベータ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	

移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・団体内統合宛名システムは、ガバメントクラウドのクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施するため、「⑤再委託の許諾方法」に記載のとおり「適切な委託先の選定」を行う。 ・団体内統合宛名関係ファイルは、団体内統合宛名システムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・保管期間経過後は、団体内統合宛名システムから適切に消去等を行い、消去等に係る記録を作成し、管理する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していることを確認する。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認する。 ・電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(authentication)、認可(authorization)、監査(audit)を行っている。 ・不正アクセスに関しては、ファイアウォール等による侵入阻止及び侵入検知対策を講じている。
7. 備考	
・住民基本台帳事務として、他執行機関への団体内統合宛名情報の提供や、他部署(業務)への移転は行っていない。	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別添資料のとおり

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・届出の受理に際しては、異動元、異動先の状況を既存住基システムで確認し、対象者以外の情報を入手しないよう事務マニュアルを作成し、遵守している。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、 <u>当市セキュリティポリシー</u> に準ずる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・住基ネットから入手する場合は、住基ネットCSの認証（生体認証）、監査、証跡機能により、特別に権限を付与した職員以外は操作が行えず、また、情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されており、不正な手段で入手することに対しての対策も実施されている。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な <u>ない情報</u> との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	住民記録システムおよび他課で使用する宛名管理システムにおいては、番号法第9条別表第一に規定された特定個人番号利用事務以外のシステムからは個人番号の参照が行えないよう、システムの的に制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザー（職員）IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。 ・認証パスワードについては、適切なパスワードか否かをシステムでチェックし、定期的なパスワードの変更を各職員に促している。
その他の措置の内容	・システムのユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行っており、定期的に確認を実施し不要となったIDや権限を変更又は削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

- ・既存住基システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。
(操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったまで記録している。)
- ・監査証跡を保存し、月に1度セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認している。

移行作業時に関する措置

- ・特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。
- ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御する。
- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破壊し、破壊日時・破壊方法を記録する。
- ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行う。
- ・テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること ・特定個人情報を受託業者以外に提供することが認められないこと ・利用するユーザIDを第三者に提供しないこと ・必要に応じて、委託先の視察、監査を行うことができること	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	受託側において利用するユーザIDについては、職員と同等の監視を行っており、アクセス権限の制御及び利用履歴の記録を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業しているため、自庁舎外に特定個人情報は提供していない。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供することとしている。	

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・経常的な特定個人情報の提供・移転は、アプリケーションの内部処理からデータベースに接続し個人番号を参照する際に、アクセス制御(許可されたユーザIDのみ)が必ず反映される仕組みため、他部署への不正な移転や、他執行機関への不正な提供は発生しない。 ・当市情報セキュリティポリシーに即し、特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行うことになるため、それ以上の対応手順は特に定めていないが、個人情報という観点では、当市情報セキュリティポリシーに記載された情報セキュリティ事故への対応に従う。	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<当市における措置>

・指紋認証によりサーバー設置場所への入退室者を特定し、管理している。
・サーバー設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。
・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

・データの廃棄時は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☒ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<当市における措置> 特定個人情報保護評価のチェックシートを作成し、特定個人情報に関する所属長が、以下の観点で監査を実施した上で、情報システム部門における点検も実施している。 ・評価書記載事項と運用実態 ・個人情報保護に関する規定、体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置－従業員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知／教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置－利用者の認証、許可、監査及び監査証跡の記録 ・個人情報に関する委託先管理 等 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名又は氏名の振り仮名と住所の組み合わせ、氏名又は氏名の振り仮名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバー上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証（操作者識別カードにより認証を行っている場合はその旨を記載）による操作者認証を行う。

その他の措置の内容	・従業員が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業員(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・関係法令及び磐田市情報セキュリティポリシー等の法令遵守 ・漏えい、滅失毀損の防止等の安全管理措置の実施 ・目的外利用の禁止 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・一括再委託の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・委託先の社会的信用と能力を確認し、委託業者を選定すると共に記録を残す。 ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 ・閲覧/更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	☐ 定めていない ☐ 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		☐ 接続しない（入手） ☐ 接続しない（提供）
リスク1：目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れている ☐ 十分に力を入れている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に入力を力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に入力を力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・指紋認証によりサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施設管理している。		
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に入力を力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・その他、住基ネットセキュリティ対策については、当市で定める住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規定に則り、これを遵守している。	
10. その他のリスク対策		
住基ネットに係るセキュリティ対策については、当市住基ネットセキュリティ対策規定により、1)住基ネットの業務端末に関する事項、2)住基ネットのセキュリティ対策に関する事項、3)住基ネットの緊急時対応に関する事項について、年1回の監査を実施することで業務が適切に行われていることを確認している。		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手する情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的でデータベースが構成されることを防止するため、送付先情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名又は氏名の振り仮名と住所の組み合わせ、氏名又は氏名の振り仮名と生年月日の組み合わせ）の指定をシステム上で必須としている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証により操作者認証を行う。なお、生体認証が不可能な場合は、申請に基づきユーザーIDとパスワードを用いた認証を行う。
その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・関係法令及び磐田市情報セキュリティポリシー等の法令遵守 ・漏えい、滅失毀損の防止等の安全管理措置の実施 ・目的外利用の禁止 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・一括再委託の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・委託先の社会的信用と能力を確認し、委託業者を選定すると共に記録を残す。 ・作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 ・閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 ・閲覧/更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	☐ 定めていない ☐ 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ 十分でない ☐ 十分でない
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）
リスク1：目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	☐ 十分でない ☐ 十分でない
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	☐ 十分でない ☐ 十分でない
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に入力を力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に入力を力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・指紋認証によりサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。		
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に入力を力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・その他、住基ネットセキュリティ対策については、当市で定める住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規定に則り、これを遵守している。	
10. その他のリスク対策		
住基ネットに係るセキュリティ対策については、当市住基ネットセキュリティ対策規定により、1)住基ネットの業務端末に関する事項、2)住基ネットのセキュリティ対策に関する事項、3)住基ネットの緊急時対応に関する事項について、年1回の監査を実施することで業務が適切に行われているかを確認している。		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 団体内統合宛名関係ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民又は住外者に係る情報について、番号法に基づく情報連携が必要となった場合に、団体内統合宛名番号の付番が必要となる業務システムから、当該住民又は住外者の団体内統合宛名番号付番依頼情報（個人番号、宛名番号（住民宛名番号又は住外者宛名番号）及び基本5情報）に関するデータを受信し、団体内統合宛名番号を付番し団体内統合宛名関係ファイルを記録するため、経常的な運用において、目的外の対象者の入手は発生しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。また、認証後は利用機能の認可機能により、その職員がシステム上で利用可能な機能を制限することで、臨時的な運用においても、不適切な方法で入手が行えない対策を施している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務からは、団体内統合宛名関係ファイルにアクセスできないように、アクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザー（職員）IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。 ・認証パスワードについては、適切なパスワードか否かをシステムでチェックし、定期的なパスワードの変更を各職員に促している。
その他の措置の内容	・システムのユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行っており、定期的に確認を実施し不要となったIDや権限を変更又は削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

- ・団体内統合宛名システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。
(操作者がどの個人に対して何の処理を行ったかを追跡可能にしている。)
- ・監査証跡を保存し、月に1度セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認している。

移行作業時に関する措置

- ・特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。
- ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御する。
- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。
- ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行う。
- ・テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること ・特定個人情報を受託業者以外に提供することが認められないこと ・利用するユーザIDを第三者に提供しないこと ・必要に応じて、委託先の視察、監査を行うことができること	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業しているため、自庁舎外に特定個人情報は提供していない。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供することとしている。	

その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・経常的な特定個人情報の提供・移転は、アプリケーションの内部処理からデータベースに接続し個人番号を参照する際に、アクセス制御(許可されたユーザIDのみ)が必ず反映される仕組みため、他部署への不正な移転や、他執行機関への不正な提供は発生しない。 ・当市情報セキュリティポリシーに即し、特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行うことになるため、それ以上の対応手順は特に定めていないが、個人情報という観点では、当市情報セキュリティポリシーに記載された情報セキュリティ事故への対応に従う。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名機能は、「各業務システムから、情報照会依頼を受信し、宛名番号を団体内統合宛名番号に変換の上、自治体中間サーバーに対し、情報照会依頼を送信する」ことや、「自治体中間サーバーから、情報照会結果を受信し、団体内統合宛名番号を対応する宛名番号に変換し、各業務システムに対し、情報照会結果を送信する」ことを行うだけなので、経常業務において、目的外の入手が行われることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名機能は、「各業務システムから、宛名番号及び副本情報を受信し、宛名番号を団体内統合宛名番号に変換の上、自治体中間サーバーに対し、団体内統合宛名番号及び副本情報を送信する」ことを行うだけなので、経常業務において、不正な提供が行われることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		

①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<当市における措置> ・指紋認証によりサーバー設置場所への入退室者を特定し、管理している。 ・サーバー設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・データの廃棄時は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[☒] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な方法	<当市における措置> 特定個人情報保護評価のチェックシートを作成し、特定個人情報に関する所属長が、以下の観点で監査を実施した上で、情報システム部門における点検も実施している。 ・評価書記載事項と運用実態 ・個人情報保護に関する規定、体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置—従業員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知／教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置—利用者の認証、許可、監査及び監査証跡の記録 ・個人情報に関する委託先管理 等 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

10. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 広報広聴・シティプロモーション課 市民相談センター
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	請求方法、指定様式等について当市ホームページ上でわかりやすく表示する。
④個人情報ファイル簿への不記載等	-----
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 市民課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年4月1日
②しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当 部署 2. 所属長	市民課長 野中 昌一	市民課長 鈴木 智久	事後	人事異動による
平成28年4月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ① 請求先	広報広聴課	広報広聴・シティプロモーション課	事後	組織変更による
平成28年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル(2) 本人 確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑤ 保有開始日	(平成27年6月予定)	(平成27年7月)		
平成28年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ⑤ 保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月		
平成28年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転 先1～11 ① 法令上の根拠	番号法別表第一の項目16に基づく利用のため番 号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	磐田市個人番号の利用に関する条例(平成27年 磐田市条例第39号)		
平成28年4月28日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ① 実施日	2015/1/30	2016/4/28		

平成30年4月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の内容	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。	磐田市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、磐田市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。		
平成30年4月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の内容	市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	磐田市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。		
平成30年4月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。		
平成30年4月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 2. システムの機能	8) 都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成	8) 都道府県等への報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成		
平成30年4月20日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠		・第22条(転入届)		

平成30年4月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民記録関係ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	新規追加	マイナンバーカードの交付に関する事務 (株)ベルキャリアールを追加		
平成30年4月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを探索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。	・住民から提示された個人番号カードに登録された個人番号をキーとして本人確認情報ファイルを探索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。		
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民記録関係ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 委託件数	2件	3件		
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民記録関係ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	(株)ベルキャリアール	(株)東海道シグマ		
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民記録関係ファイル 4. 特定個人情報の提供・移転 移転先5	福祉課	高齢者支援課		

平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民記録関係ファイル 4. 特定個人情報の提供・移転 移転先7	子育て支援課	こども未来課		
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民記録関係ファイル 4. 特定個人情報の提供・移転 移転先11	子育て支援課	こども未来課		
令和2年5月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル	通知カード	個人番号通知書		法改正による
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用④ 使用の主体	市民課、福田支所市民生活課、竜洋支所市民生活課、豊田支所市民生活課、豊岡支所市民生活課	市民課、福田支所市民生活課、竜洋支所市民生活課、豊岡支所市民生活課		
令和3年7月30日	I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 他	番号利用法第19条第7項	番号利用法第19条第8項	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するもの
令和4年4月1日	I 基本情報 2 事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令		省令改称による
令和4年4月1日	I 基本情報 2 事務の内容	第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)		省令改正による

令和4年4月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)		誤記
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲・その必要性	また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。	また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、住民票に記載されている氏名、住所、生年月日、性別、個人番号を個人号カードに正確に記載する必要がある。		通知カード廃止による
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の・入手・使用 ⑤使用方法	通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務	交付申請書等の印刷及び送付に係る事務		通知カード廃止による
令和5年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	7)法務省情報連携端末との連携 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成及び法務省通知の取込等の連携を行う機能。	7)出入国在留管理庁情報連携端末との連携 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成及び出入国在留管理庁通知の取込等の連携を行う機能。		管轄省庁の名称変更による
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民記録関係ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	(株)エイジェック	グローバルデザイン株式会社		

令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	総務省令に記載予定	地方公共団体情報システム機構法施行規則(平成26年総務省令第17号)		誤記
令和5年4月1日	Ⅲ リスク対策(2)本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じての入手を除く。)	・今後に示される予定である総務省告示等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。	市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手する情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。		誤記
令和5年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民記録関係ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	(株)東海道シグマ	グローバルデザイン株式会社		
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民記録関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	市税課	市民税課		組織変更による

令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民記録関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	市税課	資産税課		組織変更による
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民記録関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6	福祉課	福祉相談課		組織変更による
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民記録関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先8	福祉課	福祉相談課		組織変更による
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民記録関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先9	福祉課	福祉相談課		組織変更による
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民記録関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先10	福祉課	福祉相談課		組織変更による
令和6年11月22日				事前	システム標準化に伴う再実施等

令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民記録関係ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先10	幼稚園保育園課	幼児教育保育課		組織変更による
令和7年8月18日				事後	様式変更
令和8年6月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取扱う事務において 使用するシステム システム2② システムの機能	④本人確認情報検索 ・統合端末において入力された住民票コード、個人 番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組 合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条 件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示 する。	④本人確認情報検索 ・統合端末において入力された住民票コード、個人 番号又は5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性 別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の 検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の 一覧を画面上に表示する。	事後	令和7年5月様式への移行に伴 い、様式の記載と評価書の記載 とを揃えるため
令和8年6月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取扱う事務において 使用するシステム システム2② システムの機能	⑤機構への情報照会 ・全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は 4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要 求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領す る。	⑤機構への情報照会 ・全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は 5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要 求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領す る。	事後	令和7年5月様式への移行に伴 い、様式の記載と評価書の記載 とを揃えるため
令和8年6月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取扱う事務において 使用するシステム システム3② システムの機能	①団体内統合宛名番号の付番・管理を行う。 ・住民記録システムから、住民又は住登外者に係 る個人番号、宛名番号(住民宛名番号又は住登外 者宛名番号)及び基本4情報と付番要求を受信し、 団体内統合宛名番号を付番する。 ・住民又は住登外者に係る、個人番号、宛名番号 (住民宛名番号又は住登外者宛名番号)及び基本 4情報と団体内統合宛名番号を管理する。	①団体内統合宛名番号の付番・管理を行う。 ・住民記録システムから、住民又は住登外者に係 る個人番号、宛名番号(住民宛名番号又は住登外 者宛名番号)及び基本5情報と付番要求を受信し、 団体内統合宛名番号を付番する。 ・住民又は住登外者に係る、個人番号、宛名番号 (住民宛名番号又は住登外者宛名番号)及び基本 5情報と団体内統合宛名番号を管理する。	事後	令和7年5月様式への移行に伴 い、様式の記載と評価書の記載 とを揃えるため

令和8年6月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	②中間サーバー連携を行う。 ・住民記録システムから宛名番号及び副本情報等を受信し、宛名番号に対応する団体内統合宛名番号に変換し、団体内統合宛名番号及び副本情報等を中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーから提供要求があったら、団体内統合宛名番号に該当する個人番号、基本4情報を中間サーバーに提供する。	②中間サーバー連携を行う。 ・住民記録システムから宛名番号及び副本情報等を受信し、宛名番号に対応する団体内統合宛名番号に変換し、団体内統合宛名番号及び副本情報等を中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーから提供要求があったら、団体内統合宛名番号に該当する個人番号、基本5情報を中間サーバーに提供する。	事後	令和7年5月様式への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため
令和8年6月19日	II 特定個人情報ファイル(1)住民記録関係ファイル 2. 基本情報④記録される項目その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報については、住基法第7条各号で定められた項目であり、住民票への記載が必要な情報である。	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報については、住基法第7条各号で定められた項目であり、住民票への記載が必要な情報である。	事後	令和7年5月様式への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため
令和8年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1～11①法令上の根拠	磐田市個人番号の利用に関する条例(平成27年磐田市条例第39号)	磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年磐田市条例第39号)	事後	条例改正による
令和8年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1～11③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	個人番号、氏名、氏名振替仮名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	事後	令和7年5月様式への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため

令和8年6月19日	II 特定個人情報ファイル(2) 本人確認情報ファイル 2. 基本情報④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ：住民票を通じて本人確認を行うために必要な 情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報 (個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変 更情報)を記録する必要があるため。	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 ：住民票を通じて本人確認を行うために必要な 情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報 (個人番号、5情報、住民票コード及びこれらの変 更情報)を記録する必要があるため。	事後	令和7年5月様式への移行に伴 い、様式の記載と評価書の記載 とを揃えるため
令和8年6月19日	II 特定個人情報ファイル(2) 本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用⑤ 使用方法	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せを キーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は5情報(氏名、氏名 振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキー に本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	令和7年5月様式への移行に伴 い、様式の記載と評価書の記載 とを揃えるため
令和8年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)提供 先1～2③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人 番号、異動事由、異動年月日	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、 性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	事後	令和7年5月様式への移行に伴 い、様式の記載と評価書の記載 とを揃えるため
令和8年6月19日	II 特定個人情報ファイル(3) 送 付先情報ファイル 2. 基本情報③対象となる本人の 範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人 番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送 付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付 等)により、住民票に記載されている氏名、住所、 生年月日、性別、個人番号を個人番号カードに正 確に記載する必要がある。 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を 機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番 号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、 個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付 する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カー ドは通知カードと引き換えに交付することとされて いる。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番 号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理す る事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	見直しによる記載

令和8年6月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイル(3) 送付先情報ファイル 2. 基本情報④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に 規定された項目を記録する必要がある。	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に 規定された項目を記録する必要がある。	事後	令和7年5月様式への移行に伴 い、様式の記載と評価書の記載 とを揃えるため
令和8年6月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイル(3) 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用③ 使用目的	法令に基づく委任を受けて個人番号通知書及び 交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの 発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付 申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書 及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印 刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構 に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付 先情報を提供するため。	事後	見直しによる記載
令和8年6月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイル(3) 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用⑤ 使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の 情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書 等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて 委任する機構に対し提供する(既存住基システム →市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード 管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の 情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書 等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省 令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号 カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う 機構に対し提供する(既存住基システム→市町村 CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理シス テム(機構))。	事後	見直しによる記載
令和8年6月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイル(3) 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用⑤ 使用方法 情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の 有無を確認する(最新の4情報等であることを確認 する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構 保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	入手した送付先情報に含まれる5情報等の変更の 有無を確認する(最新の5情報等であることを確認 する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構 保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	事後	令和7年5月様式への移行に伴 い、様式の記載と評価書の記載 とを揃えるため
令和8年6月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイル(3) 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)①法 令上の根拠	地方公共団体情報システム機構法施行規則(平 成26年総務省令第17号)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書 及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	見直しによる記載

令和8年6月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイル(3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(2)提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	見直しによる記載
令和8年6月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイル(3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(7)時期・頻度	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	見直しによる記載
令和8年6月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイル(4)団体内統合宛名関係ファイル			事後	遺漏による記載
令和8年6月19日	Ⅲ リスク対策(2)本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)(リスクに対する措置の内容)	正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。	正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名又は氏名の振り仮名と住所の組み合わせ、氏名又は氏名の振り仮名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の両覚に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)による戸籍法(昭和22年法律第224号)等の改正による氏名の振り仮名の公証化に伴う、記載事項の見直しのため

令和8年6月19日	Ⅲ リスク対策(4)団体内統合 宛名関係ファイル				遺漏による記載